

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その翌日)

平成6年12月9日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告 示 県営土地改良事業計画の決定(二件)(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)(農業課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

公有水面の埋立ての免許の出願(港湾課)

◇選管告示 政治団体の設立の届出

◇正誤 平成6年3月鳥取県規則第一一六号中訂正

平成6年9月鳥取県規則第五十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営ふるさと農道緊急整備事業大栄地区農道整備)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成6年12月9日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営ふるさと農道緊急整備事業大栄地区農道整備)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成6年12月9日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

縦覧に供する書類

- 一 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

平成6年12月12日から12月13日間

縦覧に供する場所

鳥取県役場

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書の写し

平成6年12月12日から12月13日間

縦覧に供する場所

北条町役場

異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

縦覧に供する期間

平成6年12月12日から12月13日間

縦覧に供する場所

北条町役場

申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年十二月九日

鳥取県告示第八百二十二号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（営農活性化）三江地区農業用用排水及び暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、河原町から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

平成六年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
- 二 八頭中央都市計画下水道 河原町公共下水道

鳥取県告示第八百二十三号

二 都市計画を変更する土地の区域

1 排水区域

追加する部分

河原町大字長瀬字津登出、字境、字土居ノ内及び字嶋台
変更する部分

河原町大字長瀬字傳神及び字町屋敷並びに大字袋河原字一號
下水管渠 河原第一幹線

追加する部分

河原町大字長瀬字津登出、字境、字土居ノ内及び字嶋台
変更する部分

河原町大字長瀬字傳神及び字町屋敷並びに大字袋河原字一號
河原町大字長瀬字津登出、字境、字土居ノ内及び字嶋台

鳥取県告示第八百二十五号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十

七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部港湾課、鳥取県倉吉土木事務所及び赤崎町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成六年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所
鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二三〇

(一) 位置

東伯郡赤崎町大字赤崎字東條一四二七、一五二二一三、一五二三一一、一五一〇

一三、一五二一、一五二四、一五二七、一五二八一二、一五三四次一、一五三四次

二及び二〇四一に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑪の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域並びに④の地点から⑤の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑥の地点と⑦の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域
①の地点 赤崎港沖防波堤灯台（北緯三五度三〇分四〇秒、東経一三三度三九分四四秒）から二七四度二二分一一秒一、〇二九・八六メートルの地点

②の地点 ①の地点から一二三度三四分四五秒四二・八三メートルの地点

③の地点 ②の地点から二〇五度二八分五八秒一六・一〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から一九七度二三分〇四秒五・七九メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三〇三度三分二二秒八・二七メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三〇三度三一分二二秒八・二七メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三一〇度〇六分四九秒六・八三メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三二一度三六分〇六秒一二・六六メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から五二度二八分〇五秒四・五七メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一四〇度一四分四五秒五・八五メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三二一度三六分〇六秒二・〇〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から三二一度三六分〇六秒三・四〇メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から五二度二八分〇五秒四・五七メートルの地点

(三) 面積

八七一・一四平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

東伯郡赤崎町大字赤崎字菊港一〇二五、字中條北側一四二七、字東條一四二七、

(三)

面積

- 一五一二一三、一五一三一一、一五一〇一三、一五一二、一五一四、一五一七、一五二八一一、一五三四次一、一五三四次二、一五三七一一から一五三七一四まで、一五四四一一、一五四六次一、一五四八一一及び二〇四一に接する国有地の地先公有水面
- (二) 区域
- 次の(⑦)の地点から(⑨)の地点までを順次に直線で結んだ線及び(⑩)の地点と(⑦)の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域
- ⑦の地点 赤崎港沖防波堤灯台（北緯三五度三〇分四〇秒、東経一三三度三九分四四秒）から二七八度四二分五九秒九七八・二〇メートルの地点
 ⑧の地点 ①の地点から一二三度三四分二六秒二六・七八メートルの地点
 ⑨の地点 ②の地点から二一二度三四分二六秒一九・六九メートルの地点
 ⑩の地点 ③の地点から二九三度四〇分三二秒八・八二メートルの地点
 ⑪の地点 ④の地点から三〇一度〇七分五〇秒二〇・九八メートルの地点
 ⑫の地点 ⑤の地点から三〇八度五四分四一秒二〇・〇〇メートルの地点
 ⑬の地点 ⑥の地点から三〇八度四八分四一秒二一・三八メートルの地点
 ⑭の地点 ⑦の地点から三〇八度四八分三一秒八・五六メートルの地点
 ⑮の地点 ⑧の地点から一九八度三三分四九秒七・一九メートルの地点
 ⑯の地点 ⑨の地点から二九五度一四分四八秒二六・五七メートルの地点
 ⑰の地点 ⑩の地点から二九七度五九分三四秒五・二〇メートルの地点
 ⑱の地点 ⑪の地点から三〇五度四九分〇七秒一一・八五メートルの地点
 ⑲の地点 ⑫の地点から三一一度五三分二一秒七・七〇メートルの地点
 ⑳の地点 ⑬の地点から三二三度三分二一秒四一・〇五メートルの地点
 ㉑の地点 ⑭の地点から三二七度三〇分四六秒三五・七三メートルの地点
 ㉒の地点 ⑮の地点から四四度二二分二七秒一・七八メートルの地点
 ㉓の地点 ⑯の地点から七五度〇〇分三五秒九七・九九メートルの地点

二二、二九八・一七平方メートル
 四 埋立地の用途
 船揚場

五 出願年月日
 平成6年十月二十四日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和一十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成6年十二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

部	自由民主党鳥取 県第二選挙区支 部	政治団体の名称 県第一選挙区支 部	代表者の 氏名 会計責任 者の氏名	主たる事務所の 所在地 年月日	届 出
坂野重信	自由民主党鳥取 県第一選挙区支 部	坂野重信	坂野重信	鳥取市西町一十一 二六	平成六年 十一月二 十四日
角田勇一		浜崎芳宏			
二六	鳥取市西町一十一				
〃			政黨の 支部		備 考
〃					

正誤

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則（平成六年三月鳥取県規則第二十六号）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

四十一
下段
後ろから二
第九号中(六)を削り
誤
第九号中(一)を(五)とし、(七)
正

四十二 上 一 第十九条の九
第十条の九

(平成六年九月鳥取県規則第五十六号) 中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

正誤表

正	誤
第二十六号とする	第二十六号とし、第三十号を
第二十七号とし、第三十一号	第二十七号とし、第三十一号
を第二十八号とする	を第二十八号とする

十
下
後ろから七
第十一号

第十三号

第十三号